

議案第14号

京田辺市火災予防条例の一部改正について

京田辺市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年 2月19日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等が公布されたことなどに伴い、本条例について所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市火災予防条例（昭和37年京田辺市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）」を「火災に関する注意報の発令及び火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第28条の2・第29条）」に改める。

第3条第1項第18号の2及び第18号の3を次のように改める。

（18）の2 液体燃料又は气体燃料を使用する炉にあっては、必要に応じ次の安全装置を設けること。

- ア 炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置
- イ 未燃ガスが滞留するおそれのあるものにあっては、点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置
- ウ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあっては、温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置
- エ 電気を使用して燃焼を制御する構造又は燃料の予熱を行う構造のものにあっては、停電時において自動的に燃焼を停止できる装置

（18）の3 气体燃料を使用する炉の配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(簡易サウナ設備)

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものという。）又はバーレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第11条第1項第3号の2及び第3号の3を次のように改める。

- (3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。
- (3)の3 第3号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。

「第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限」を「第4節 火災に関する注意報の発令及び火災に関する警報の発令中における火の使用の制限」に改める。

第3章第4節中第29条の前に次の1条を加える。

(火災に関する注意報の発令)

第28条の2 市長は、気象の状況が火災の予防上注意を要する場合として別に定める基準に該当するときには、火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、本市の区域内に在る者は、火気を使用する場所の付近に放置され、又はみだりに存置された可燃性の物品の除去その他火災予防上必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第29条中「警報」の次に「(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。)」を加え、同条第7号を削る。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第4章第2節の節名中「基準」を「技術上の基準等」に改める。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第44条第3号の2を次のように改める。

(3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第7号の2を次のように改める。

(7)の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

第44条第8号の2を次のように改める。

(8)の2 放電加工機

第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

## 京田辺市火災予防条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 (略)</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 <u>火災に関する注意報の発令及び火災に関する警報の発令中における火の使用の制限 (第28条の2・第29条)</u></p> <p>第3章の2～附則 (略)</p> <p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(18)の2 液体燃料又は気体燃料を使用する炉にあっては、必要に応じ次の安全装置を設けること。</p> <p>ア 炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置</p> <p>イ 未燃ガスが滞留するおそれのあるものにあっては、点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置</p> <p>ウ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあっては、温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置</p> <p>エ 電気を使用して燃焼を制御する構造又は燃料の予熱を行う構造のものにあっては、停電時において自動的に燃焼を停止できる装置</p> <p>(18)の3 気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。</p> <p>(19) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(簡易サウナ設備)</p> <p>第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したもの)をいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</p> <p>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断すること。</p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 (略)</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 <u>火災に関する警報の発令中における火の使用の制限 (第29条)</u></p> <p>第3章の2～附則 (略)</p> <p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(18)の2 液体燃料又は気体燃料を使用する炉にあっては、必要に応じ次の安全装置を設けること。</p> <p>ア 炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置</p> <p>イ 未燃ガスが滞留するおそれのあるものにあっては、点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置</p> <p>ウ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあっては、温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置</p> <p>エ 電気を使用して燃焼を制御する構造又は燃料の予熱を行う構造のものにあっては、停電時において自動的に燃焼を停止できる装置</p> <p>(18)の3 気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。</p> <p>(19) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>目次の改正</p> <p>字句の整理</p> <p>規制対象設備追加に伴う改正</p>

## 京田辺市火災予防条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>とができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</p> <p>（一般サウナ設備）</p> <p>第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p>		
<p>2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>（変電設備）</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（3）の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>（3）の3 第3号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。</p> <p>（4）～（10）（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第4節 火災に関する注意報の発令及び火災に関する警報の発令中における火の使用的制限 (火災に関する注意報の発令)</p> <p>第28条の2 市長は、気象の状況が火災の予防上注意を要する場合として別に定める基準に該当するときには、火災に関する注意報を発することができる。</p> <p>2 前項の注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、本市の区域内に在る者は、火気を使用する場所の付近に放置され、又はみだりに存知された可燃</p>	<p>（サウナ設備）</p> <p>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>（変電設備）</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（3）の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>（3）の3 第3号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。</p> <p>（4）～（10）（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用的制限</p>	<p>規制対象設備の区分の変更に伴う改正</p> <p>字句の整理</p> <p>火災に関する注意報等の追加に伴う改正</p>

## 京田辺市火災予防条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p><u>性の物品の除去その他火災予防上必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u> (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。)が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 京田辺市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの<u>技術上の基準等</u></p> <p>第3節 (略)</p> <p>(屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 京田辺市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの<u>基準等</u></p> <p>第3節 (略)</p> <p>(屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>根拠法令の明確化</p> <p>火を使用する設備等の従前からの変化等を踏まえ規定の削除</p> <p>出火防止対策の機器追加に伴う</p> <p>字句の整理</p> <p>改正に伴う規定の整理</p>

## 京田辺市火災予防条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>2 (略) (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p><u>(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）</u></p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p><u>(7)の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機</u></p> <p>(8) (略)</p> <p><u>(8)の2 放電加工機</u></p> <p>(9)～(15) (略)</p> <p>（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）</p> <p>第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>(たき火を含む。)</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p>	<p>2 (略) (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(3の2) 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p><u>(7) サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p><u>(7の2) 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機</u></p> <p>(8) (略)</p> <p><u>(8の2) 放電加工機</u></p> <p>(9)～(15) (略)</p> <p>（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）</p> <p>第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>字句の整理</p> <p>届出設備の追加</p> <p>名称の変更</p> <p>字句の整理</p> <p>届出内容の明確化</p> <p>届出対象となる期間及び区域を指定</p>